

令和 7 年度下関市学校開放施設予約システム導入業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 7 年度下関市学校開放施設予約システム導入業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 業務内容 別紙「令和 7 年度下関市学校開放施設予約システム導入業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

2 予算

見積り限度額 4, 7 3 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和 7 年 7 月 2 5 日（金）まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和 7 年 7 月 2 9 日（火）までに発送
- (4) 質問の受付期間 令和 7 年 7 月 2 9 日（火）から
令和 7 年 8 月 1 日（金）まで
- (5) 質問に対する回答 令和 7 年 8 月 5 日（火）まで
- (6) 提案書提出期限 令和 7 年 8 月 2 2 日（金）正午まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定にいずれも該当していないこと。
- (2) 「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」の「コンピューターサービス」に登録されていること。または、委託業務の契約締結までに登録完了する見込みがあること。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続の開始の申立て又は、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 過去、地方公共団体に施設予約システムを導入し、スポーツ施設及び学校開放施設を総合管理している実績があること。

5 参加申込手続

- (1) 提出書類 参加申込書(様式1) ※代表者の押印不要
実績報告書(様式2)

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く
8時30分から17時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便(宅配
便可)によること。

- (3) 提出期限 令和7年7月25日(金) 17時15分まで 必着

- (4) 提出先 下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年7月29日(火)

イ 通知方法 郵送

ウ その他

(ア) 参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、
担当課に確認すること

(イ) 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面
(任意様式)にて市に説明を求めることができるものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 特に問わない

イ 提出方法 電子メール ※必ず電話連絡をすること

ウ 受付期間 令和7年7月29日(火) から
令和7年8月1日(金) まで

エ 提出先 下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課
メールアドレス: kitaiiku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(2) 回答

ア 回答方法 電子メール

イ 回答日 令和7年8月5日(火)

ウ その他 質問は参加者全員に回答
ただし、競争性の確保に影響する恐れがある内容(参加者数、参加者名
等)については、回答しない。

7 提案書作成方法等

(1) 企画提案書の内容(任意様式)

表紙及び目次のほか、次に掲げる事項を記載すること

ア 提案者の概要 ※正本のみに記載すること

提案者の名称、所在地、代表者の氏名、職員数、提案担当者の所属、役職、氏名、

連絡先を記載すること。

イ 予約システムの提案内容

(ア) 予約システムの概要や導入方針、実施体制、全体スケジュールについて、具体的に提案すること。

(イ) 業務目的や本市の運用に沿って、予約システムの全体構成を提案すること。

(ウ) 予約システムの導入機能（利用者、管理者）について、仕様書に示した項目に沿って具体的に提案すること。その際、特定の機能について対応の可否を明確にするとともに、代替機能等がある場合は、併せて提案すること。

(エ) 予約システムの画面構成や操作方法について、本番環境の画面を用いて提案すること。

ウ セキュリティ対策について具体的に提案すること

エ 運用開始に向けた各種調整サポートについて、実施体制や手法も含めた提案をすること。

オ 独自提案

カ 業務の見積書

本業務の実施に必要な経費を次の項目別に具体的に記載すること。

(ア) システム初期構築費用

(イ) 運用保守に伴う費用

(ウ) その他

(2) 提出書類

上記(1)の提案書類及びシステム要件確認書（機能要件）について、正本1部、副本6部を提出すること

(3) 提出期限 令和7年8月22日（金）正午 必着

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。

(5) 提出先 下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課

(6) 留意事項

ア 用紙の大きさはA4版とし、左上端1箇所をホッチキス綴じすること。ただし、視認性等の問題によりA4判に記載することが困難な場合はA3版で折り込みも可とする。

イ 提案内容は、簡素な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現となるよう留意すること。

ウ 提出する見積書は、一式表現ではなく、内訳及び積算内容等を明示すること。

エ 上記(1)ア 提案者の概要について、企画提案書全般を通じて提案者名等の情報を記載しないよう留意すること。

オ 提案件数は1者あたり1点とし、複数提案は不可とする。

8 審査方法

(1) 評価の基準

別紙「令和7年度下関市学校開放施設予約システム導入業務に係る公募型プロポーザル審査基準」のとおり。

(2) 候補者の選定方法

ア 提案内容について、市が設置したプロポーザル審査委員会が評価基準に基づき書面による審査を行います。

イ 各評価項目において、最高点かつ最低点をつけた審査委員の点数を除いた合計点（同一の項目において、最高点又は最低点をつけた審査委員が複数いた場合は各いづれかの1名の点数を除く。以下「評価点」という。）を算出し、全ての評価項目における評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者としします。

ウ 上記イにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には、審査委員の多数決により候補者として選定します。

エ 各評価項目において、評価点の平均が配点の50%未満の場合は、候補者として選定しません。

オ 上記にもかかわらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しません。

カ 提案書の提出が1者のみでも審査は実施しますが、評価が上記の水準に達しないときは、候補者として選定しません。

キ 失格者を除き、順位得点の合計が最も高い提案者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。

ただし、その提案者と合意に至らない場合は、順位得点の合計が次に高い者と交渉を行います。

9 審査結果について

(1) 審査結果は全ての提案者に電子メールで通知します。なお、審査結果及び経過に関する問合せ、又は異議等については、一切応じません。

(2) 選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市ホームページ（事業者の方へ>入札・契約・登録>下関市業務委託等の部屋>プロポーザル情報）に公表します。

ア 所管課及び業務名

イ 企画提案者数

ウ 候補者の名称及び総合点

10 契約締結に向けての協議

(1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等につい

て交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。

- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

11 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

12 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は、返却しません。
 - イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。
 - ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。
 - エ 提出書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。
 - オ 書類持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前8時30分から午後5時15分の間に受け付けます。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。
- ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 参考見積りの金額が見積り限度額を超過した場合

- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）

することができるものとします。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

(7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

13 提出及び問い合わせ先

下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課（担当：梶（かこい））

〒750-8521 下関市南部町1番1号

電話 083-231-2739 FAX 083-231-2746

電子メール kitaiiku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

14 施行期間

本要領は令和7年7月18日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。